

## 女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第3回）	平成24年9月10日（月）15:40～16:10
	前回（第2回）	平成24年7月2日（月）13:30～13:45
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	市街地開発事業 集団移転促進事業（荒立西地区、荒立東地区、内山地区、小乗浜地区、大原西地区、宮ヶ崎地区、堀切山地区、清水地区）	
出 席 者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 参事 宍戸 睦正 復興推進課 技術参事 西尾 久和 復興推進課 都市計画係長 小林 貞二
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 佐藤 達也 宮城復興局 主査 児玉 昌也
	国土交通省	東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 片川 覚 東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課 計画調整第一係長 及川 斉弘
	宮城県	土木部都市計画課長 櫻井 雅之 土木部復興まちづくり推進室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 農林水産部林業振興課 技術参事兼課長 佐藤 好昭 震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷 良哉

### ○協議内容

#### 1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

#### 2 議 事

女川町復興整備協議会規約第7条により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

（女川町副町長 東野）

女川町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（女川町事務局 復興推進課参事 宍戸）

様式第2により説明。

（女川町副町長 東野）

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

今回の女川町復興整備計画では、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定及び変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課参事 宍戸)

女川町復興整備計画(案)【都市計画の図書】について説明。

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県都市計画課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県都市計画課長 櫻井)

都市計画決定について補足説明。

(女川町副町長 東野)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

この事項のうち、3・4・202女川海岸線、3・5・203浦宿女川線につきましては、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北地方整備局の片川計画・建設産業課長様、いかがでございますか。

(東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 片川)

3・4・202女川海岸線、3・5・203浦宿女川線の都市計画決定につきまして、同意いたします。

(女川町副町長 東野)

では、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。

(女川町副町長 東野)

次に今回の女川町復興整備計画では、既に国土交通大臣の同意を得ておりますが、復興整備事業として集団移転促進事業を掲載しております。集団移転促進事業計画について事務局からご説明願います。

(女川町事務局 復興推進課参事 宍戸)

女川町防災集団移転促進事業計画書について説明。

(女川町副町長 東野)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で議事を終了致します。

### 3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐)

#### ○協議結果

- ・市街地開発事業の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画決定について協議会です承された。
- ・宮城県決定分の都市計画道路である一般国道（2路線）について、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づく国土交通大臣の同意を得た。